

(平成25年9月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

中国（広島）厚生年金 事案 2899

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

私がA社B支店から同社C支店に異動した際の厚生年金保険の加入期間が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社からの回答及び複数の同僚の供述等から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和37年7月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和37年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（島根）厚生年金 事案 2900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（名称変更後は、B社。現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和48年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月1日から同年4月1日まで

私は、昭和48年2月1日にC社からA社に出向し、申立期間も継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する辞令簿及び申立人と一緒に異動したことが確認できる同僚の申立期間に係る給与支払明細から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し（昭和48年2月1日にC社からA社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年4月1日であるが、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社の設立は同年1月31日であるとともに、上記辞令簿により、同年2月1日に申立人を含む5人が同社に出向を命じられていることが確認できることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、後継事業所であるC社は不明としているが、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 2901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C製造所における資格喪失日に係る記録を昭和57年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和57年6月30日まではA社C製造所に、同年7月1日からは同社D製造所に継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和57年7月1日に同社C製造所から同社D製造所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C製造所における昭和57年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、申立人の厚生年金基金に係る資格喪失届について、当初、資格喪失日を昭和57年6月30日として届け出たものを、同年7月12日付けで、資格喪失日を同年7月1日とする訂正届を提出していることが確認できることから、「訂正届は複写式ではないものの、社会保険事務所にも同様の訂正届を提出し、保険料を納付しているはずである。」と主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない

と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成4年4月から現在に至るまでB社及び同社のグループ会社であるA社に継続して勤務しているのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の陳述及び同社から提出された申立人の賃金台帳並びに申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間において同社に勤務し（平成5年4月1日に同社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳から確認できる平成5年3月の報酬月額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日について社会保険事務所（当時）に誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 2898

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 11 月 18 日から 57 年 4 月 1 日まで
② 昭和 60 年 5 月 27 日から 61 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①においてはA事業所に、申立期間②においてはB事業所に、それぞれ臨時職員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C機関から提出された勤務履歴証明及び雇用保険の加入記録により、申立人が、当該期間において、A事業所で臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C機関は、「臨時職員については、昭和 63 年 5 月 1 日に『臨時職員等の健康保険及び厚生年金保険取扱要綱』を施行して以降、厚生年金保険に加入させる取扱いとなった。申立期間①当時において、厚生年金保険料を控除することはしていない。」と回答している。

また、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間①において、申立人の名前は見当たらず、健康保険番号に欠番も無い。

2 申立期間②について、E機関から提出された履歴証明により、申立人が、当該期間において、B事業所で臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、E機関は、「臨時職員について、厚生年金保険加入の対象に含めたのは、昭和 61 年 4 月 1 日以降であって、申立期間②においては、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しているとともに、F機関から提出された「臨時職員等の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険取扱要

綱」において、臨時職員等を社会保険に加入させるための諸事項が定められ、同年4月1日から施行されたことが確認できる。

また、E機関に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間②において、申立人の名前は見当たらず、健康保険番号に欠番も無い。

- 3 このほか、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 2903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 30 日から 58 年 5 月 30 日まで

私は、A社にB職として勤務していたが、同社は、昭和 58 年 5 月に給与の支払が不能となり、私の健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格は 57 年 9 月 30 日に遡って喪失処理されたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業所番号等索引簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和 57 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間において、同社は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 57 年 9 月 30 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致しているが、申立人は、同日付けで健康保険任意継続被保険者資格を取得しており、申立人の任意継続整理番号から、この資格取得の処理が行われたのは同年 10 月であると推認されることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が遡って行われたとは考えられない。

さらに、申立人は、「事業主の一人が取引先であるC社に当時の帳簿等を預けた。」と供述しているところ、同社の事業主は、「預かったかどうかは覚えていないが、昭和の時代の資料等は全て処分済みである。」と回答している上、A社の当時の事業主二人は既に死亡していることから、申立人の申立期間における給与の支払及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することはできない。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 5 日から 52 年 7 月 1 日まで
私は、申立期間における標準報酬月額が、支給されていた給与額と相違していると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収簿等が残っていない。」と回答しているとともに、申立人は、申立期間の賃金明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間における給与月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録及び申立人の供述から、申立人と同日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人と同様にB地勤務のC業務従事者であったことが確認できた同僚17人の申立期間における標準報酬月額は、14人については、申立期間全期間にわたって、申立人の標準報酬月額と同額又は標準報酬月額の等級が1等級異なる標準報酬月額の範囲内にあること、残る3人については、3か月間、申立人の標準報酬月額と標準報酬月額の等級が2等級異なる標準報酬月額となっているものの、それ以外の期間については、申立人の標準報酬月額と同額又は標準報酬月額の等級が1等級異なる標準報酬月額の範囲内にあることから、申立人の標準報酬月額のみが低く届け出られていた状況はうかがえない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されるなどの不自然な点は見られない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。